

# 資格別中小事業主掛金届(月別)

連合会用

拠

厚生労働省用

登録事業所番号	登録事業所名称

資格	中小事業主掛金額 (千円単位)													
	年	納付月	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
	当年	令和  年												
	翌年以降	令和  年以降												
	当年	(1人目と同年)												
	翌年以降	(1人目と同年)												
	当年	(1人目と同年)												
	翌年以降	(1人目と同年)												
	当年	(1人目と同年)												
	翌年以降	(1人目と同年)												
	当年	(1人目と同年)												
	翌年以降	(1人目と同年)												

○月別に掛金額を指定する場合に使用します。毎月定額の場合は本様式ではなく様式K-323を提出ください。

○事業主掛金額は千円単位で、1～22千円の範囲で記載ください。

○開始年月又は変更年月の翌月が初回納付月となります。記載開始位置を誤らぬようご注意ください。

**【記載例・留意事項】**

**勤続期間の条件のみ資格の場合**

- 例1 「勤続期間1年以上」 : 一つの資格のみで管理し易いです。試用期間を対象外にする場合などもこの記載がお勧めです。
- 例2 「勤続期間5年未満」「勤続期間5年以上」
- 例3 「勤続期間1年以上5年未満」「勤続期間5年以上10年未満」「勤続期間10年以上」 : 以上～未満となるように記載ください。

**職種・役職による資格とする場合**

- 就業規則等資格ごとの労働条件の差異を確認できる資料添付が必須です。
- 資格に用いる職種や役職が就業規則等に記載がある必要があります。また資格ごとの労働条件の差異も確認できる内容である必要があります。
- 役員は一般的に就業規則の対象外となります。取締役規程を添付いただくかiDeCo+規程などを定めそこに役員が対象となること、その事業主掛金を記載し、就業規則と共に提出してください。

連合会	9: 令和	年	月	日	厚生労働省